

独立行政法人国民生活センター評価等のための
有識者懇談会
平成28年度第1回議事録

(開催日：平成28年7月28日)

消費者庁消費者教育・地方協力課

第1回独立行政法人国民生活センター評価等のための有識者懇談会
議事次第

日 時：平成28年7月28日（木）9：58～11：33

場 所：合同庁舎第4号館共用1212会議室

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 国民生活センターによる項目別評定表による自己評価の説明
- (2) 国民生活センターによる財務諸表の報告

3. 閉 会

○消費者庁消費者教育・地方協力課金子課長 それでは、定刻より少し早いですけれども、皆さん、おそろいですので、本日の会議を始めたいと思います。

この懇談会は、国民生活センターの前年度実績を評価するために、有識者の方々からの御意見を頂戴するというものでございます。

それでは、事務局から本日の配付資料について確認させていただきます。

○消費者庁消費者教育・地方協力課古川課長補佐 それでは、配付資料を確認させていただきます。

その前に、本日は川辺理事が大臣説明を行う関係で10時50分に一旦御退席される予定になっておられますので、10時50分めどになりましたら、川辺理事、御退席をお願いいたします。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

まず、資料1-1でございますが、これは「独立行政法人国民生活センターの中期目標及び中期計画における各事業年度の業務の実績に関する評価基準」でございます。この評価基準に基づいて今回の評価を行うというものでございます。これは、実は昨年お配りしているものと同じでございます。

この基準に基づきまして、資料1-2でございますが、この総合評定表というものを作成いたします。今回は同表の様式だけでございますが、この様式に主務大臣の評価を書き入れまして、国民生活センターの全体評価の表として作成し、次回懇談会に諮ります。

これに続きまして、資料1-3でございますが、これは見やすいようにA3縦に拡大してございますが、この個別の項目が現在94ございまして、資料番号では、右上のほうに書いてあるように108まであるのですが、中には既に事情の変化により項目が、つまり評価シートがないものがございまして、そういうものを抜きますと94の評価していただく項目が、今回、ございます。この資料1-3は分厚いですが、これを今日のメインに、国民生活センターから御説明いただくものでございます。

それから、資料2-1でございます。これは、国民生活センターの業務実績報告書となっております。分厚い資料でございますが、これと、資料2-2、業務実績報告書の別添資料、この2つのセットが業務実績報告書になりまして、これをもとに先ほどの評価シートへの記載などを行っております。

それから、次に資料3-1でございますが、これが財務諸表でございます。3-2に監査報告がついておりますので、後ほど監事様から簡単な御報告をいただければと思います。

最後に、資料4として今後の予定が記載してございます。

資料については、以上でございます。

○消費者庁消費者教育・地方協力課金子課長 資料の配付漏れ等、ございませんでしょうか。

それでは、議題に移らせていただきます。配付しております資料1-3の項目別評定表

でございますけれども、国民生活センターの平成27年度の評価を行うため、94の項目別にセンターの評価が記載されております。

また、資料2-1については、業務実績報告書でございますけれども、この2つの資料をあわせて国民生活センターから説明していただくこととなります。

委員の皆様におかれましては、事前にメール等で配付させていただいております資料1-3と、それに関する本日の国民生活センターからの説明に対して、御意見、御質問等を頂戴できればと思っております。

先に今後のスケジュールを申し上げますと、本日の御意見の反映と消費者庁の主務大臣の評価を記載した形で項目別の評定表をリバイスいたしまして、それを明日、遅い時間になると思いますが、またメール等でお送りさせていただこうと思っております。それに基づいて、2回目の会議、8月2日を予定しておりますけれども、そちらでも再度の御意見を頂戴することになっております。

それでは、説明については、国民生活センターの西総務部長にお願いしたいと思います。

○升田委員 済みません、その前によろしいですか。

昨年度の経験を踏まえ、かつ、いただいた資料を踏まえて、去年も申し上げたのですが、全部そのまま口頭でおっしゃると、多分何時間あっても足りないぐらいで、我々も読んで、問題になったものはもうピックアップして、はっきり言えば質問も用意されていると思うのです。ですから、特にここだけという点がありましたら、そこだけで十分じゃないかという気がするのです。せっかく事前にお配りいただいて、読めという御指示なのでしょうね。読まなくてもよければよかったのですけれどもね。

特に、AとかCということとか、日本語の表現は同じだけれども、Bである、日本語の表現は同じだけれども、Cであるという記載があって、これは何じゃらほいという感じのところもあるので、去年もたしか途中で到底時間が終わらないということで、急いでいただいたのですけれどもね。

○消費者庁消費者教育・地方協力課金子課長 ポイントを絞った形で御説明ということで。

○升田委員 時間を限定していただいて、30分ぐらいで終わっていただいて、あと、ディスカッションしたほうがいいのかという気がするのです。

○消費者庁消費者教育・地方協力課古川課長補佐 特に評価が変わるものとか、去年はBだったけれども、今年はAとかCとか。

○升田委員 準備しておられることは重々承知しているのですけれどもね。

○消費者庁消費者教育・地方協力課金子課長 わかりました。30分ぐらいで、特に気になる点を中心に。

○消費者庁消費者教育・地方協力課古川課長補佐 去年と判断が変わらないところは余り御説明いただかなくても大丈夫です。

○国民生活センター西総務部長 では、御説明します。

升田委員から御配慮いただきまして、特にA評価とかC評価を中心に。それ以外にも、

効率化と人件費のところは独法に課せられている課題だと思いますので、その点については昨年と自己評価は変わりませんが、御説明させていただければと思います。

まず、右肩に番号を振っておりますので、業務運営の効率化に関するこの項番 1、一般管理費と業務経費の効率化でございます。

年度計画につきましては、一般管理費は 3%削減、業務経費は 1%以上の削減という計画。これは、独法が発足してから、こういう計画になっておりますけれども、業務実績におきましては、27年度の予算において、一般管理費については効率化係数 3%削減を織り込みまして、その予算額で執行したところです。効率化としては 586 万円ほど削減して、一方で、相模原施設が再開になったということで宿泊収入が上がりますので、その見合い金額 3,700 万円余をふやしまして、一般管理費の予算額としては 2 億 3,300 万円ほどでございます。決算額は 1 億 8,800 万円ということで、19.2%の抑制を図ったという結果でございます。

業務経費につきましては、26年度予算額に対しまして効率化係数 4.5%を織り込んで、6,500 万円ほどの減。一方、新規拡充分としまして、教育研修事業の拡充、それから越境消費者トラブルへの対応ということで、業務経費予算額 15 億 300 万円ほどございましたけれども、決算額は 14 億 8,900 万円ということで、予算額に対して 0.9%の抑制ということで、効率化に努めたことで B 評価としております。

続きまして、人件費のところでございます。項番で言いますと 3 番でございます。

26年度の計画では、26年度に27年度の人事異動計画を踏まえて人員の適正化を図る計画を立てたところでございます。それに基づきまして、27年度は、まず独立行政法人改革に基づきまして監事機能を強化するということが言われましたので、監事室を設置したということ。それから、先ほど予算のほうでも御説明しましたけれども、消費者庁の越境消費者センターの移管に伴う越境消費者トラブルの相談体制の構築を図ったということ。それから、教育研修・研究を一体に取り組むための職員配置を実施したところでございます。

一方、27年度におきましては、28年度に向けまして研修機能の強化。それから、越境消費者トラブルのさらなる相談体制の構築強化ということで、人員を配置したということで計画を立てて、この 4 月 1 日に適正な人員配置をさらに進めたところでございます。

それから、この中にあります総人件費については、政府の取組を踏まえて対応することによって、国家公務員に準じた給与改定を実施しております。あわせて、非常勤職員につきましても、今、申し上げました相談業務・教育研修業務につきまして充実・強化ということを現在図っておりますので、非常勤職員につきましても、この部分について再配分を行ったところでございます。

続きまして、項番 4、同じく人員関係でございます。

これは、PIO-NETの刷新に伴いまして、総人件費の削減に反映させるという計画でございました。昨年度御説明しましたとおり、26年度におきまして、刷新に伴って 2 名程度の削減が見込まれるという御説明をしたところでございます。これに従いまして、27年度 9 月

にPIO-NETを刷新して、27年度中の安定的な運営を図るために人員は確保したところでございますけれども、28年度よりPIO-NETの運営に係る人員を2名削減したということで、これについてはB評価にしております。

それから、項番5の給与水準でございます。

給与水準につきましては、100.0を目標にするということと、その検証結果を公表するということです。27年度の地域・学歴を勘案した、ラスパイレス指数は、100.3となりました。国家公務員の給与水準とほぼ同等の水準となっているところでございます。ちなみに、昨年度は99.8ということで、若干上昇しておりますけれども、引き続き国家公務員と同水準に努めているところでございます。この結果につきましては、6月30日にホームページで公表しているところでございます。これにつきましてもB評価としております。

それから、飛びまして、項番8、保有資産の有効活用というところでございます。

これにつきましては、自己評価をCとしているところでございます。相模原施設について研修施設を再開し、宿泊室の稼働率を65%以上、それから研修室の利用の稼働率66.3%以上を確保するために、年度計画で以下の措置を講ずると計画しました。

以下の措置につきましては、項番の9から12に記載してございますけれども、この部分につきましては、それらの取組を踏まえて評価したところでございます。

業務実績につきましては、研修施設を再開しまして稼働率を確保するために、まず研修コースを、当初年度計画71コースだったものを73コースということで、コース数を2コース増やしたということ。それから、施設再開に伴いまして、関係機関等約329件に約1万8,000部のパンフレットを送付して利用を促したということ。それから、利用者の方の快適性を確保するためアンケートを実施しまして、様々な御意見ございましたけれども、シャンプー等のアメニティの販売による利便性を改善したということでございます。ということで、利用者の満足度としては非常に高く、施設については95%、宿泊施設については84%ということで、これも満足度が高いものとなっているところでございます。

また、28年度の研修計画策定のために地方公共団体のアンケートも実施して、地方公共団体の意見を踏まえた研修計画を立てていること。

それから、建物管理については、管理人業務とか夜間警備を着実に実施したということで、施設再開に伴いまして稼働率を確保するために様々な取組をしたところでございますけれども、宿泊室の稼働率が目標の65.0%以上に対して42.3%ということで、達成度が65.1%になったということ。一方、研修室につきましては、先ほど申しました稼働率66.3%以上に対しまして、69.9%、105.4%ということで、一定程度の目標は達成したと考えております。

これら総合的な取組等、それから宿泊室の稼働率の実績、研修室稼働率の実績を踏まえて、C評価としたところでございます。

今、申し上げました内容につきましては、項番9から12にそれぞれ書いているところでございますけれども、この中で特にC評価としたところが次の9ページでございます。

9ページにつきましては、消費者教育推進のための研修に新たなコースを追加する。企業職員研修を充実させる。相模原施設のコースを71コース、5,112人以上とするという目標でございました。先ほど申し上げましたとおり、研修コースを71コースから73コースと、研修を行い、受講者のニーズや様々な意見を聞きながら、研修日程の短縮化、研修内容の変更、受講対象者の拡大といった取組をしたところではございますが、研修コース数を2コース増やしたものの、目標である人員、5,112人以上というものに対して実績が3,959人、77.5%だったということから、これらを踏まえてC評価としたところでございます。

次に、項番11でございます。

これにつきましては、施設再開に伴いまして受講対象者が研修に参加できる方策を検討して、利用者に対するアンケート等を行うということで利便性の向上を図るという計画でございます。先ほど申し上げましたとおり、施設利用者の快適性を確保するために市場化テストを導入したということ。

それから、利用者に対するアンケート調査を実施しまして、様々なアメニティグッズ等の改善をしたということで、利用者の満足度につきましては、研修施設のほうは75%に対して95.2%、達成度は126.9%。それから、宿泊施設が75%の満足度の基準に対しまして、84%、112%ということで、利用していただく方々に対して様々な取組を行いまして、満足度を引き上げた。

快適な環境を整えたということで、これにつきましてはA評価としたところでございます。

次に、国民に対して提供するサービス・業務の向上に関することということで、項番17のPIO-NETシステムでございます。

PIO-NETシステムにつきましては、何度か刷新に取り組んでいるという御紹介をさせていただいたところでございますけれども、27年度の計画では、PIO-NETについてはシステムの構築を完了させて、新しいシステムによる運用を開始するという計画でございます。これは、計画どおり27年9月28日に新システムによる運用を開始したところでございます。当然のことながら、この取組に対しましては、新たにPIO-NETの専用端末・専用回線の配備。それから、LGWAN経由でのPIO-NETの利用の環境を整えたこと。それから、利用者のための問合せのヘルプデスクを競争入札により整えたということ。

それから、PIO-NET刷新に際しまして、地方公共団体の職員・相談員、それから中央省庁等の関係者に向けて操作研修を計88回開催したということで、刷新後の安定的な稼働のための準備を整えたというところでございます。

次に、項番18の説明をさせていただければと思います。

PIO-NETの課題としまして、登録日数の短縮というのが大きな課題でございました。これにつきましては、年度計画で10日以内に短縮するとしており、これを行うにあたりまして、入力負担の軽減ということで、入力項目の削減といった取組を行うということでございました。登録日数の短縮のための仮登録機能の運用に関する内容につきましては、26年度、

様々な説明会を行いまして、各自治体において御了解いただいたということを踏まえまして、27年度において利用に関する契約の取り交わしを地方公共団体と行いました。

また、刷新後の登録日数につきましては、これまでの登録日数、昨年度ですと26.5日かかっていたものが9日ということで、仮登録の仕組みを導入したことによって大幅に短縮することができたという結果でございます。

それから、項番19でございます。

19番は、先ほど申し上げました10日以内というのが地方公共団体全体の登録日数でございますけれども、センターが自ら受けた相談については、5日以内ということを目標としておりました。これにつきましては、刷新後の登録日数は5日ということで、ほぼ計画を達成したところでございます。

項番20は、A評価をつけております。

新しいキーワードによる運用ということで、これはキーワードを削減するというところでございます。これは27年度の刷新に当たりまして、商品キーワード、前年度2,122件だったものを1,179件、44%削減しております。さらに、内容等のキーワード、786件だったものを454件、42%削減したということで、A評価をつけております。

それから、項番27につきましては、情報提供の実施でございます。

これは、年間50件の情報提供を行うという計画でございます。昨年度は50件に対して73件でA評価ということでございましたけれども、27年度におきましては58件ということで、50件の目標に対して達成度は116%ということでございましたので、B評価ということで、昨年度より評価を変えているところでございます。

飛びまして、項番60の、研修の充実では、消費者行政職員、それから相談員研修について、事例検討、参加型体験コースを取り入れてコース数を増やすという計画でございます。この計画につきましては、先ほど申し上げましたとおり、相模原で行う研修につきましては、全体で71コースであったものを73コースに増やしたということで、特に、このうち行政職員研修、消費生活相談員研修は50コース。これは、48コースであったものを、様々なニーズの把握等を行いまして2コース増やしたという結果でございます。

一方、受講者の目標につきましては、3,456人というのが行政職員・相談員研修の計画値でございました。これに対しまして、2,945人で、達成度が85.2%であったということで、コース数は達成したものの、参加人数について足りなかったということで、C評価としているところでございます。

項番61は、消費者教育推進のための研修について、地域における消費者教育推進を支援するため、研修対象者を福祉関係者とか学校関係者に拡大して、見守りのための教育講座を実施するというところでございました。これは計画どおり13コース実施したところでございますけれども、先ほどと同様、計画人員につきましては936人ということでございましたが、実績値が654人ということで、70.1%の達成度であったということで、C評価をつけております。

それから、項番63の企業職員研修のコース数を追加し、内容を充実させるといったこと。それから、食品表示とか消費者関連法令の解説ケーススタディー等を消費者庁と協力して実施するというものでございます。研修コース数につきましては、26年度に対しまして、当初10コースというものをさらに12コースということで、27年度は大幅な増加を図ったところでございます。一方で、計画した人員が720名ということでございましたが、実績値は408人、達成度が56.7%ということで、コース数につきましては120%でございましたけれども、人員のほうは56.7%という達成度でございますので、C評価をつけているところでございます。

それから、これは昨年度と評価が変わっておりませんが、項番68でございます。A評価をつけております。

研修の受講者に対するアンケート調査を、満足度4以上にすることということでございます。受講者の満足度のアンケート調査の結果、4.8ということではございますけれども、相模原施設で実施した研修についての受講者アンケート調査につきましては4.8ということだったので、120%以上の達成ということで、A評価をつけたところでございます。

続きまして、項番72でございます。

これは、相談員の資格認定試験の実施につきまして、各地の地理的条件に配慮した人材供給を確保する観点から、全国15か所以上で資格試験を実施するというところで、27年度につきましては26か所で実施したということで、15か所に対しまして26か所ですので、達成度は173%ということで、前年と同様、A評価をつけております。

それから、項番75でございます。

これは、昨年度、A評価をつけておりますけれども、今年度はB評価ということで評価を変えております。内容的には商品テストの業務でございまして、注意喚起のための商品テストを年間10件以上実施して情報提供するというところ。それから、地方自治体から依頼があった相談解決のための商品テストについては、原則として全て対応するというところでございます。

昨年度も同様の10件以上ということで、昨年度は10件に対して13件ということで130%の達成でA評価をつけたところでございますけれども、27年度につきましては、10件の目標に対して10件ということで、達成度が100%でございました。したがって、B評価ということにしております。

ただし、地方自治体からの依頼テストにつきましては、全件対応したということでございます。

以上、昨年度と評価を変えたところを中心に御説明させていただきまして、残りの部分につきましては、昨年度と同様の評価ということで、B評価ということにしております。

○消費者庁消費者教育・地方協力課金子課長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、御質問等がございましたら、お願いしたいと思っております。

○消費者庁消費者教育・地方協力課古川課長補佐 御発言の順番は問いませんので。瀧澤先生、どうぞ。

○瀧澤委員 今回の研修施設の宿泊率の目標を達せず、C評価になっている。

○消費者庁消費者教育・地方協力課古川課長補佐 何番ですか。

○瀧澤委員 9番です。研修数そのものは目標を達成したし、宿泊した人の満足度も上がったのだけれども、宿泊者数は伸びなかった。もしかすると、これは宿泊する設備を維持する費用と、宿泊したい人たちに周辺のビジネスホテルか何かを利用していただくこととか、そういうことも考えると、どっちの効率がいいのかなと思いました。28年度、29年度の目標は、さらに計画数は5,976人ということで、高い目標になっているのですけれども、その辺の見通しというか、どういったふうに考えられているのかなと思いました。

○国民生活センター川辺理事 担当理事でございますが、まず今回、再開するアナウンスがかなり遅れてしまっていたので、地方自治体の方はかなり前に予算の関係で派遣できる人を決めているところもございましたので、実際にオープンしたのが5月からということで、遅れがあったのではないかとということ。

それから、ビジネスホテルについては、相模原の研修施設は駅から15分と、結構離れておりますので、そこの利便性をどう考えるかということ。

それから、研修の場合は、もちろん講師の先生からお話を受けて、ディスカッションすることが大事なのです。それもさることながら、研修を受けていらっしゃる方のアンケートとか生の声を聞きますと、全国の方とお話をしたり、ベテランの方とお会いして、その方からノウハウといったものをお聞きするという、なかなか数字にはしにくいところがあるのですが、そういった無形のネットワークの形成とか交流についても非常に高く評価していただいています。それは、施設に泊まる場所があるがゆえに可能なのところがございます。

そういう意味では、こういうものに現われてきにくい質ということを考えますと、施設の有効性があり、まだ1年ですので何とも言えませんが、あったほうがよろしいのではないかと思います。もちろんいろいろな方がいらっしゃるのですが、アンケートの結果からみても、一緒に泊まれることによって、そういったことが生まれたということをおっしゃる方もいらっしゃるということです。来年、皆さんに早く通知することについて努力してまいりたいと考えております。

○国民生活センター宗林理事 補足ですけれども、夜7時ぐらまでグループミーティング等を実施しているのですが、それでも帰られる地域の方がいらっしゃいます。例えば神奈川とか東京の方に、それでもお泊まりくださいと無理やりはできません。家庭の御事情もあるので、通いでもいいとしたということが一番大きな要素だと思います。

○瀧澤委員 参加者のうちの何割ぐらいが宿泊しているのですか。

○国民生活センター川辺理事 2割ぐらいが東京近辺、相模原市の方もいらっしゃるのですが、そういう方に無理やりお泊まりというわけにもいかないということがございます。

○国民生活センター宗林理事 近くのビジネスホテルというよりも、お帰りになる方の数がここに響いています。

○国民生活センター松本理事長 1都3県からが3割程度と聞いています。予算措置がそもそもされていません。宿泊費が措置されていないから、自腹を切って泊まっていたかという話になるので、そこまでなかなか強制できないということで、必然的に2、3割はお泊まりいただけないという状況になります。

○瀧澤委員 どうもありがとうございました。

○升田委員 私、5ページ（給与水準）ですけれども、先ほど御紹介があって、（ラスパイレス指数が）100%超ということですが、年々、指数が増加傾向にあるわけで、その危機感が記載から読み取れないという点が一点です。いろいろな事情がおりだと思えますけれども、この3、4年、比較的急な上昇かなという気がします。というのが疑問です。別に今、お答えいただく必要は全くないのですけれども、御検討いただきたいという気がします。

それから、20ページですが、キーワードを削減したというのは、これは利便性が高まるという御趣旨ですか。

○国民生活センター西総務部長 削減すれば、入力負担の軽減というのがまずは目的でございますので、それによって負担が軽減することによって入力が早くなって、登録日数の短縮につながっていくというのがあります。

○升田委員 逆に機能が低下するということはないのですか。

○国民生活センター川辺理事 機能が低下するところはありますけれども、それはトレードオフだと思います。機能が全く落ちないということはないでしょうけれども、使用頻度とか、皆さんのアンケートを聞いて、これはいらぬのではないかと削っておりますし、また時代によってキーワードの必要性というものが変わります。そういうことを踏まえておりますので、皆さんの負担の軽減ということを考えますと、最低限のキーワードの削減ではないでしょうか。機能の低下という意味では、最低限のところでおさまっていると考えています。

○升田委員 ただ、このシステムで新しい試みというか、方向性を出そうというのが従来のお考えだったと思うのですけれども、数からいって44%とか42%削減というだけでもぎょっとするところがあると思うのですけれども、それはそういうことはきちんと検証された上でという。

○国民生活センター川辺理事 アンケートとかで皆様に聞いていますので、その上で削減しています。

○升田委員 なるほど。ですから、ここに自己評価で、キーワードが適切に入力されているかどうかを検証したというだけでは足りないもので、機能がちゃんと維持されているかという検証も必要ではないかと思えます。

○国民生活センター川辺理事 刷新して、まだ半年ぐらいですので、これから皆さん、検

索する側としてお困りですかということはある程度考えていかないといけないと思います。
○升田委員 ですから、現状、どうのこうじゃなくて、検証の対象が狭いのではないかと
いう指摘です。

それから、60ページ（研修の充実）です。評価をCとされて、これをどうのこうの言う
つもりはないけれども、ここで理由にお書きになっているのが、平成27年度の中期目標及
び各計画に沿って業務を実施したことを踏まえればという文言で、冒頭に申し上げたので
すけれども、同じ文言がB評価のところにも書いてあり、C評価のところはさらに丁寧に
理由を書いておられるところもあり、まちまちである。だから、おっしゃっている日本語
からCというぐあいに、読んだときに必ずしも言えない。腹づもりとしてはCというのは
わかるのです。

だけれども、文章で説明することになっているわけですから、どこかで具体性というか、
具体的な記述を設けられるか、あるいはさっき申し上げたように、Bとなっているところ
と比べて、では、BとCは同じかみたいなことを言われるおそれが、これはほんの助け船。
ということがちょっと気になる。本当は読んでいるときにチェックすればよかったのです
けれども、そういうものが何か所かありますので、それはひとつ御検討いただきたいと思
います。

そのほかに、研修のところで、アンケートははたしかAだったと思いますけれども、研
修自体がCというのがありますね。さっきお話があったようなところにも関連するのです
が。つまり、研修にあまり来ていないのに、アンケートがみんな4点幾つだからいいとい
うのでAにしているのか。不満があるから来ていないという評価はないのですか。

○国民生活センター西総務部長 ありません。

○升田委員 疑問を呈しようと思えばですね。だから、よかった人同士が来て、Aだと
言っても、それは本当のAではないのではないかとということです。

○国民生活センター西総務部長 あくまでも、これはそれぞれの項目について評価を行う
ことにしておりますので、今、升田委員のお話のことについては、研修事業も全てを評価
するという考え方になってしまうのではないかと考えます。不満だから来ないというので
はなく、先ほど川辺理事がお話したように、C評価にしたというのは、あくまでも宿泊
日数。受講者のところにありますけれども、それぞれの自治体における財政の問題等々の
関係ということが一方であるのかなと思います。

そういった面で、数値的な目標については、足りないからCとしておりまして、アンケ
ートはあくまでも講座のカリキュラムの内容、充実度のところを評価しておりますので、
それは別とお考えいただければと思います。

○升田委員 なるほど。

それから、商品テストで一定の基準があって、それを満たしていればBだ、Aだという
議論だと思うのですけれども、その前に商品テストは、大分前からふやそうというか、強
化していこうという話があったと思うのですが、現実には統計を見ていると減少している

のですけれども、それはどう評価しておられるのですか。

○国民生活センター宗林理事 お問合せとかテストの打診があったものについては、まず技術的にアドバイスをして、ああ、わかりましたというものとやはり実際にテストを受けるものに二分されます。いわゆる全件対応の部分です。今の升田先生のお話は、多分全件受けるということだと思いますので、それについては同じ体制でございます。だから、地方のセンターから次第です。

○升田委員 希望がないということですね。

○国民生活センター宗林理事 希望は少し減っているということですか。

○升田委員 もっと充実させようという話、何年か前にしておられませんでしたか。

○国民生活センター宗林理事 商品テスト自体ですか。

○国民生活センター西総務部長 全件対応するといった形で。

○升田委員 充実が全件対応。

○国民生活センター宗林理事 地方のセンターにいろいろな相談が入ってくる中で、製品に関しての処理をして国センまでテストを依頼するという力が、各地のセンターのテストをるところが少なくなった関係で技術者も少なくなって、そのつながりが今、悪くなっていると思います。国センのテスト結果が悪かったから依頼が減ってきているということではないと思います。

○升田委員 それから、今回、PI0-NETの更新が一つの目玉だと思うのですけれども、更新の効果というのは具体的に出ているというか、それを検証する予定はおありなのですか。

○国民生活センター川辺理事 1つ言えば、登録日数の短縮は非常に大きな効果だと思います。つまり、今までは1か月弱、入れることができなかったのが、今は10日以内になっておりますので、もちろん、それによってどのぐらい注意喚起が早くなったかという検証はありますが、基本的には非常に早くなったということで、これはPI0-NETの新しい機能強化、使い勝手の向上になってはいますが、検証の仕方は、数量的に言うと10日以内になったということだと思います。

○升田委員 キーワードを減らしたからじゃないのですか。

○国民生活センター川辺理事 キーワードはもちろん一つの理由でございますが、PI0-NETの操作性の向上。つまり、ソフトウェア上でいろいろな工夫をしております、それがPI0-NETの刷新という一言になりますが、そういったこともありまして、登録日数が短くなっています。

○国民生活センター松本理事長 さらに、従来は県のメインセンターが最終オーケーしたものが、ようやく見られるということなので、相談員の人が入力しただけじゃ見られない状況。2段階ぐらいのオーケーがないとだめだと。それを、県レベルのセンターのオーケーは、要らないという手続をとれば不要ということにしたというのも、効果としては大きい。

○升田委員 それから、これも指摘しておられますけれども、早期警戒指標について貢献

したということですが、その具体的な効果。伝達したというのはあるのですけれども、具体的に役に立ったということなのですか。

○国民生活センター川辺理事 数字で申し上げるのは大変難しい。それでどのぐらい摘発が上がったとか、そういうことで難しいです。

○升田委員 従来からお話があって、非常に重要だということでみんな認識していると思うのですけれどもね。

○国民生活センター川辺理事 早期警戒指標は、もし検証する場合、皆さんにお聞きするぐらいしかないかと思います。関係省庁とかに提供しておりますので、それなりに役に立っているのではないかと。特に警察庁から各都道府県に回しているぐらいですので、それがどのぐらいつながったかというのはなかなか申し上げることができないのですけれども、そういった行動を見るに、それなりに皆さん、お使いになっているのではないかと。そこでどのぐらい効果が上がったかどうか、そこだけを取り出して検証するのはなかなか難しいのですけれども、そういった行動を見ますと、お使いになっているということ自体が効果があるということではないでしょうか。

○升田委員 しかし、いつかは、検証かどうかは別でしょうけれども、ユーザーに役立ったかどうかは念頭に置かれたほうがいいのではないかと思います。

そのほかに、和解・仲介についての記載があって、経年のいろいろな処理期間とかが出てくるのですけれども、初回期日まで、統計上、約60日かかっているという報告があるのですけれどもね。

○国民生活センター松本理事長 45番ですか。

○升田委員 私は、全部いただいた記録で見えています。これはかかり過ぎではないですか。つまり、受け付けてから初回の期日まで60日。これは、ほかのいろいろなADR、その他がありますけれども、結構かかっている印象。

○国民生活センター宗林理事 何が一番大きな要因なのか、即答は難しいです。

○升田委員 1つは、丁寧におやりになれば時間がかかることになるわけですね。事前に事情聴取したり、書類を整えたり。それでも60日というのは結構長い。関係者の日程とかですか。

○国民生活センター宗林理事 それもかなり影響しています特に事業者側の。

○升田委員 ほかのADRと比較すると結構長いのではないかという気がする。

○国民生活センター松本理事長 考えられる理由としては、突き放したADRではないということ。裁判所に近いADRではなくて、消費者の側に寄り添うというか、手続に乗せるために、消費者から相当聞き取りをしたり、場合によっては書面のつくり方等をお教えしたりするということをやっていますから、「はい、わかりました。では、1週間後にそれぞれ書類を出してください」という形ではないところが、恐らく時間がかかっている要因の一つだろうと推測します。

○升田委員 私も同情はしているのですけれども、意外とそういう専門家が関与しないと

ころのほうが早いことは早いですね。

○国民生活センター松本理事長 当事者主義で、用意できなかった人が悪いとしてしまえば。

○升田委員 必ずしもそうやっていなくて、とにかく最初、開かれないとずるずるしてしまうので、申し出をして受付をしてから。2か月というのは結構期間がかかるという気がするのです。別にそれが今回、どうのこうのと言うつもりはないのですけれども、数字を見ると、若干改善はされているのですね。統計、ありますでしょう。

○国民生活センター宗林理事 45の文章のところですね。41ページです。

○升田委員 暦年の日数の統計が出ている。

○国民生活センター宗林理事 最初の期日までというところですね。

○升田委員 いろいろな日数の統計が出ていますね。処理件数とか、和解が何%で終わりましたとか、いろいろな統計が出ていますけれどもね。従前、お伺いしていますと、和解・仲介機能を非常に強化するという方向でいろいろ考えてこられたと思うのですけれども、それはそれで評価すべきですけれども、實際上、世上言われていますけれども、「時間があまりかかり過ぎると」、という問題もありますから、そこはひとつ御留意いただきたい。

○国民生活センター松本理事長 そこは実際に担当している人から直接お聞きして、次回までにどういう理由でこういう数字になっているかというのを文書の形で提出するようにいたします。この場では想像でしかお答えできないので、申しわけない。

○升田委員 別に、今後の課題でいいのではないかと思うのですけれどもね。

それから、あと3点ぐらい。

先ほどPIO-NETの更新の話がありましたけれども、実績を踏まえて、また今後の更新の計画をお立てになる必要があるということは、もうこれは皆さん方のほうが、私が言うまでもなく痛感しておられると思うのですけれども、システムの内容とか経費とか期間とか、そういうものは検討を始めておられるのですか。

○国民生活センター西総務部長 まだです。課題としては、もう認識しておりまして、恐らく来年中から徐々に始めないと、という意識はしております。

○升田委員 非常に経費もかかりますね。

それから、最後の項目のところ、コンプライアンス研修を行っておられるということで、この質問も何ですけれども、国民生活センターでコンプライアンスが問題になる事項というのは、どういう事項があるのですか。

○国民生活センター松本理事長 あらゆる面でのコンプライアンスですから、特に国民生活センターの特定の業務におけるコンプライアンスというよりは、通常の組織が行っているコンプライアンス研修。

○国民生活センター西総務部長 パワハラとか、そういったものもありますし。

○升田委員 普通の組織としてのということですか。

○国民生活センター西総務部長 組織としてのという部分もありますし、当然、サービス規程という前提もありますので、そういう法令遵守もありますけれども、パワハラとかセクハラといったことも踏まえたコンプライアンス。

○升田委員 というのは、国民生活センター固有の何かリスクがあって、それをやっておられるのかと思ったのですけれどもね。

○国民生活センター松本理事長 そういう意味じゃありませんが、個人情報保護に関しては、我々、PI0-NETをやっている関係がありまして、かなりきちんとした研修をやっております。

○升田委員 もし、それであれば、こういうシステムを持っておられたら、外部に通じさせようとする人がいると、そっちのほうの情報漏えいとかが怖いという感じがしますね。

○国民生活センター西総務部長 コンプライアンスの中にも、いろいろな角度からのコンプライアンスがありますけれども、情報のセキュリティのところでも研修を行っておりますので、そういったところは役職員、非常勤、アルバイトまで含めて、特に昨年度、年金機構のメールの問題とかありましたので、そういったものについては部長会等を通じて職員の周知徹底ということもしております。

○升田委員 そうすると、私用のパソコンの利用を禁ずるとか、データを厳重に保管するとか。

○国民生活センター西総務部長 それを踏まえまして、一番大きいのはPI0-NETというところで、個人情報をシステム的に見ることができる職員がおりますので、そういった部分についてはインターネットとPI0-NETを切り離すということもしておりますので、確実にというか、きっちり対応しているところです。

○升田委員 取扱いができる職員等も権限で明確にして。

○国民生活センター西総務部長 業務の都合上、相談情報の個人情報まで見られる権限を持っていると言ったらおかしいですけども、という業務がありますので、その部分についてはインターネットとPI0-NETの端末を切り離すといったところで、PI0-NET等の情報漏えいにも注意しております。

○升田委員 そういう場合のシステムについては、別途、専門家が監査するという制度もあるのですけれども、内部的な統制だけですか。

○国民生活センター西総務部長 今のところ内部統制でございます。システム監査等々、経費的なものがかかりかかりますので、なかなか手がつけられないところがあります。

○升田委員 以上です。

○長岡委員 ちょっとかぶってしまうかもしれないのですけれども、相模原事務所は今年度は再開した年ということで、目標達成しなかったということもいたし方ないのかなと思うのですが、8番で、研修室の稼働率というのは、これは一般利用者も含めてということですか。

○国民生活センター西総務部長 外部利用者も含めてでございます。

○長岡委員 宿泊室の稼働率が目標よりも少なかったということですが、そもそも何%というのをどうやって決めているのかと思うのですが。特に、27年から28年で上がるならわかるのですけれども、いずれも目標、計画値が下がっているの、どうやって下がるのかなと思いました。

○国民生活センター西総務部長 これにつきましては、平成25年12月の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき消費者庁におきまして相模原施設の再開の検討会を設けまして、そのとき検討した数値を目標値として入れております。考え方としましては、相模原でやる研修コース、全ての受講者が泊まるという前提。72室ございますので、72室が全部埋まるということ。それから、一定の外部利用者、消費者庁の利用ということで、それらのものが利用した場合の稼働率というものを報告書の中で記入しておりますので、その数値を入れております。

したがって、研修受講者が全員参加して72室に全員泊まるということではございますけれども、定員に対する受講者が足りないという部分も一方でありますけれども、都道府県の方々が近くだと宿泊しての研修が認められないというところもありますので、72室が全て埋まるということはなかなか厳しいということが要因の一つでございます。

○長岡委員 28年度のほう下がったのは何ですか。

○国民生活センター西総務部長 28年度は、当初、65%より引き上げていたのですけれども、地方移転の関係で徳島で研修を行うということがありましたので、その部分を切り離しましたので、その部分を再計算して目標率も下げた計画になっております。現在、相模原でやる予定だった研修の14コースのうち、徳島のほうで試行的に今日までで6コースやっております。

○消費者庁消費者教育・地方協力課古川課長補佐 28年度（の宿泊室稼働率）は、29年度と同じ71.7%が本来定められた目標だったのですね。ですから、29年度はまだわからないので、そのまま置いてあるということでもよろしいですね。28年度については、既に14コース、徳島でやるので、その分を相模原の分から控除したのが61.9になっている。これは、研修室の稼働率のほうも同じ考え方で、下がっているというよりも、徳島を相模原の分から外したと。29年度は外していないので、そのままもともとの数字が残っていますけれども、それにしても27年度の目標よりは、28年、29年度がいずれも高い目標が設定されている中期計画・中期目標になっているという事実関係でございます。

○長岡委員 わかりました。

あと、受講者が予定よりもかなり少なかったということですが、アンケートの満足度は高いです。ただ、アンケートが64.8%しか回収率がないので、実際に悪い評価とかがあって、これをやったら人数が増えるという回答はあったのですか。

○国民生活センター西総務部長 そこまでは把握しておりませんが、研修の質のところなのですが、回収がなかなか難しい部分もあり、一人一人、最初御説明するときに回収の協力をお願いしているが、研修受講者の方はきっちり出してくれる方が多いかと思う

のですけれども、外部利用の方はそこまで徹底することができないというところがありますので、外部利用のところでは回収率を引き下げているのかなとちょっと難しい点もあるかと思えます。

○長岡委員 コースをふやせば、当然研修室の稼働率も上がるわけですがけれども、だからといって、受講者が少ないコースをやっても仕方ないかな。逆に経費だけかかってしまうというのもあるし、そういったことも含めて、財務諸表を見ても場所別のセグメントがないので、相模原だけの収支がわからないのですけれども、実際の予算に対して、実績というのはどんな感じなのですか。警備とかの外部委託も増やしているわけですね。そういったコストも含めて、予算と実績とか、この目標を達成すればクリアできるという。

○国民生活センター西総務部長 一方で、宿泊収入は当然とっております。その宿泊収入の積算根拠として、ベッドメイクの経費とか水道光熱費といった、人が施設を利用することによって、かかる経費は織り込んで宿泊収入を決めておりますので、精査していないところはありますけれども、ほぼ見合いの数値になっているのかなと思えます。

一方で、相模原施設が難しいのは、警備等についても、研修事業以外にも商品テストということで、施設全体の警備という形で入札している部分もあります。それから、テスト部の職員が働いていれば、いわゆるライフラインの確保といったものがありますので、研修施設だけ切り出して、そこにかかるという入札の仕方をしておりませんので、比較検討することはなかなか難しいのかなと思えます。

宿泊収入については、料金の適正化のところでもある程度記述しておりますけれども、試算してやっておりますし、また今後についても、毎年度、宿泊収入を変えるわけにはいかないで、一定程度期間を見て確認しつつ、値下げ、値上げ。値上げの場合は、十分な地方自治体の理解といったものも得なければいけないというのがありますし、宿泊収入を上げることによって、一方で自治体の予算がなくなって研修に参加できなくなるといった部分もあるかと思えますので、その辺はセンターの研修の趣旨を考えながら料金設定もしていかなきゃいけないのかなと思っています。

○長岡委員 では、12番で民間委託を実施したというのは、宿泊の部分だけで新たに委託したのではなくて、全部をひっくるめてということなのですね。

○国民生活センター西総務部長 はい。

○長岡委員 わかりました。ありがとうございます。

○消費者庁消費者教育・地方協力課古川課長補佐 その他、ございますか。

○升田委員 まだよろしいですか。それでは、第2ラウンドということで。

研修の場合、例えば参加者が何人以下だったらやらないとか、そういう選択は。

○国民生活センター松本理事長 ありません。

○升田委員 ない。そうすると、極端なことを言うと、こういう研修をやりますと言って、1人2人やってきたら、学校の授業と同じで。

○国民生活センター松本理事長 それは約束ですから。ただ、翌年、どうするかというこ

とは当然考えるでしょうけれども、その年度に関してはやります。

○升田委員 それは、国民生活センターがおやりになれば、ある程度の需要があるということはもちろん一般論としてあると思うのですけれども、需要の喚起の工夫はやっておられるのですか。

○国民生活センター宗林理事 先ほどの御質問にも関係があると思うのですが、初年度はオープンしたのが5月何日で、その前の年の最後までに地方自治体にカリキュラムをしっかりと出すというのができなかったのが大きく響いているのだらうということと。

それから、コース数を増やしたことにに関して、要するに今までに対象としていたよりも、例えば企業の方とか、対象者から離れたところへの周知の仕方が手探り状態であったということがあるかと思えます。ですから、消費者庁の法令遵守のための企業研修ということで銘打っていますが、そこもだんだん増えてきている状況であるということと。

それから、昨年度はそんなこともありましたので、希望をとりました。地方自治体から、こんなふうだったら行けますかというアンケートをしっかりととりまして、それにあわせて今年のカリキュラムを変更しているといいますか、集客しやすいようにということをございます。

○升田委員 消費者庁全体が徳島に行かれるという計画は一応あるという前提なのかどうかかわからないですけれども、今、試行しておられるように伺っていますけれども、国民生活センターはどうなるのですか。

○国民生活センター松本理事長 我々も、現在、商品テストと、それから研修について徳島で試行しております。

○消費者庁消費者教育・地方協力課金子課長 8月中に一定の結論を出すことになっておりますので、それは消費者庁も国民生活センターも同時に結論が出てくるものと思っております。

○升田委員 そうすると、相模原の運命やいかにと。非常に流動的。

○国民生活センター松本理事長 来年度の評価、再来年度の評価と、かなり項目が変わるかもしれない。

○升田委員 全体の事業を拝見していて、各種の、特に不正取引の先ほどの早期警戒指標のところも同じですけれども、最近、いかがでしょうか、従来型の消費者相手にした不正取引だけではなくて、IT関係というか、インターネットを利用した各種の不正取引が相当膨大な数量、発生していると思うのですけれども、これへの取組というのはどうされるおつもりですか。今でもやっておられるとは思いますが、いろいろなものがありますね。

○国民生活センター松本理事長 いろいろな形で、特に相談情報部を中心に新しいタイプの詐欺的な商法については、随時情報提供しております。

○升田委員 その前に、どういうものが行われているかどうのこのという調査はどこかでももちろんやっておられるかと思うのですけれども、大体、やっているやつのほうがすば

しこいというか、こう言ったらあれですけども、頭がよくて、そういうやつばかりがやっているわけで、それを追跡調査するとか対策を立てるといのは考えただけでも大変だと思うんですけども、これは理事長が関心をお持ちだと思いますけれどもね。

○国民生活センター松本理事長 中期的な調査は、むしろ消費者庁のほう様がやっておられると思うので、我々が直接やっているのは、先ほどのPI0-NETの情報分析とか、それからセンターが直接受けております相談のほうから入ってくる問題について取り出して、最近、こういうものが多いからということで調べた上で、あるいは業界に話を聞いたり、各省庁、警察等々とも情報交換したりして国民向けの注意喚起情報をつくって出す。あるいは、内部資料的に都道府県とか各地のセンターの相談員のみ見てもいいという緊急情報というのを定期的に出しております、そういうところで最近、こういうものが多いということを伝達します。

インターネット絡みといいましょうか、IT絡みでは、最近はプリペイドカードを様々に悪用した形でお金を払わせるという商法が大変多いということで、繰り返し注意喚起しています。

○升田委員 インターネット内で決済して、それを現物の決済に反映させるというシステムをやっているわけですね。

○国民生活センター松本理事長 プリカを買わせて、その番号をそのまま写真に撮って送らせるという形でお金を巻き上げてしまう。クレジットカードとか銀行振込を使うと跡が残りますが、プリカの番号だけ伝えさせて、受け取った側がそれを換金してしまうと追跡不可能になってしまう。そこを使ったマネロンのようなお金の取り方、金を払わせるということが大変多いということです。

○升田委員 随分蔓延しているということをごらんと聞いたことがありますけれども、そういう対応も今後。もちろん、PI0-NET自体も非常に重要だと思いますけれども、むしろ従来がない取引で被害が出ている。そのほかにいろいろな利益侵害というものが出ているということになると、その対策。もちろん、ある程度の分野では警察の問題だと思うんですけども、被害防止の点で国民生活センターの従来の中の問題かなという気がするんですけどもね。

○消費者庁消費者教育・地方協力課金子課長 その他、ございますでしょうか。

もしないようであれば、次の議題に移りたいと思います。今後、さらに御質問等、ありましたら、メール等で結構でございますので、事務局にいただければと思います。

次の議題としましては、財務諸表ということでございますが、資料3-1でございます。こちらにつきまして、国民生活センターの西総務部長より御説明をお願いいたします。

○国民生活センター西総務部長 それでは、資料3-1、27事業年度の財務諸表について御説明をさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、目次をご覧ください。貸借対照表から行政サービス

実施コスト計算書まで、それと、附属明細が財務諸表として法令で義務付けられております。これに決算報告書と監事の意見書を添えて主務大臣に提出させていただいているところでございます。

資料の順に従いまして、説明をさせていただきます。

まず、1 ページ目でございます。

資産の部としまして、流動資産、固定資産、ございますけれども、流動資産の合計が4億1,800万円余となっております。このうち、現金及び預金が3億8,100万円余。

この金額の見合いの主なものとしましては、次のページ、2 ページを御覧いただきます。

流動資産の中の運営費交付金債務としての1億3,400万円余。それから、未払金の2億3,300万円余、これが見合いになってございます。

1 ページ目に戻っていただきます。

流動資産でございます。売掛金3,000万円余でございます。これは、「くらしの豆知識」などの出版物の販売代金の未収分でございます。

次に、固定資産でございます。有形固定資産は、東京と相模原の事務所、それから商品テスト施設などの土地建物、工具・器具・備品などの資産でございます。有形固定資産合計ですけれども、86億9,200万円余となっております。前年度と比較しまして3億8,700万円余ほど増加しております。これは、PI0-NETシステムの刷新に伴いまして、新たにリース資産を取得したということで、リース資産の増加に伴うものでございます。

無形固定資産でございます。約25万円でございます。これは電話加入権でございます。

以上、固定資産合計で86億9,200万円余となりまして、流動資産、固定資産を合わせまして91億1,100万円余でございます。

次のページ、御覧ください。

負債の部でございます。流動負債につきましては、先ほど御説明しました運営費交付金債務、未払金、短期リース債務等で5億5,400万円余でございます。前年度と比較しまして13億8,000万円ほど減少しております。これは、平成25年度に補正予算で措置されましたPI0-NET刷新等に要する予算を収益化したことによるものでございます。

次に、固定負債でございます。資産見返運営費交付金、それから長期リース債務ということで、合計で8億1,600万円余となっております。

流動負債、固定負債を合わせました負債合計、13億7,000万円余でございます。

次に、純資産の部でございます。資本金、これは政府出資金でございます。89億100万円余で、昨年度と変わっておりません。

資本剰余金につきましては、施設整備補助金で取得しました固定資産、これは東京事務所の耐震改修工事等でございます。この見合い経費をプラスしておりますけれども、これに特殊法人から承継しました資産の減少、それから除却、電話加入権の資産価値の減少という要因を計上しております。合計でマイナス11億6,500万円余となっております。

利益剰余金は、当期末処理損失ということで、これはPI0-NET端末のリース資産の会計処

理ということで、700万円余となっております。

以上、純資産合計では77億4,000万円余となっております。

負債・純資産合計で91億1,100万円余ということでございます。

続きまして、3ページの損益計算書でございます。

これは、平成27年4月1日から28年3月31日までの発生ベースに基づきます費用・収益でございますけれども、経常費用は業務経費と一般管理費に分けております。人件費につきましては、職員を事業部門と管理部門に分けて、それぞれ業務経費と一般管理費に計上しているところでございます。

業務経費は、減価償却費を含めまして40億9,200万円余でございます。

一般管理費は、減価償却を含めまして4億6,400万円余となっております。

それから、財務費用でございます。支払利息でございますけれども、これはリース資産の利息相当分ということで、770万円余でございます。

これらを合わせました経常費用合計としましては、45億6,500万円ということでございます。

次のページ、4ページをご覧くださいと思います。

経常収益でございます。運営費交付金収益42億6,800万円余となっております。これは、27年度に国から交付されました運営費交付金のうち、経常費用に充てるために収益化したということと、先ほど申しました25年補正予算で措置されました運営費交付金を収益化したということでございます。収益しなかった運営費交付金につきましては、先ほど御説明しました貸借対照表、負債の部で御説明しました運営費交付金債務として整理しているところでございます。

これと、業務収益から雑益までを加えました経常収益合計は、45億6,100万円余となっております。経常費用と経常収益の差、経常損失でございますけれども、27年度は300万円余の損失となっております。

これに固定資産除却損をマイナスとしまして、当期総損失300万円余となっているところでございます。ただし、この当期損失につきましては、注記にございますとおり、ファイナンス・リース取引のPI0-NET端末等のリース資産の会計処理が損益に与える影響額でございまして、当期影響額を除きました当期総損失につきましては、ございません。

続きまして、5ページのキャッシュ・フロー計算書でございます。これは、現金ベースの期間中の現金・預金の動きを計上しているところでございます。

I 業務活動によるキャッシュ・フローということで、原材料、商品又はサービスの購入による支出。それから、人件費支出、その他の業務収入ということで、現金の出となります。現金の出につきましては、三角表示をしているところでございます。

一方、運営費交付金収入からその他の収入ということが現金の入りということでございます。利息の受け払いを加減した、27年度におきます業務活動によるキャッシュ・フローは、13億3,300万円余の現金の減少となっております。

Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フローでございます。定期預金の払戻、預入による現金の増減。それから、有形固定資産の取得による現金の減少ということで、マイナス2,800万円余となっております。

Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フローでございます。これは、リース債務の返済によるもので、マイナス9,300万円余となっております。現金の減少ということでございます。

この結果、27年度の資金減少額がマイナス14億5,500万円余ということでございまして、資金の期末残高につきましては3億8,100万円余となっております。これは貸借対照表の現金及び預金の額と、当然のことながら一致しているということでございます。

6 ページ目でございます。

損失の処理に関する書類ということで、これは当期末処分損失300万円余を積立金として整理したものでございます。

7 ページでございます。

行政サービス実施コスト計算書でございます。これは、最終的に国民の負担に帰することとなるコストの総額を開示するという目的で作成しているものでございます。

I の業務費用につきましては、損益計算書上の費用総額から自己収入分を控除いたしまして、合計44億5,100万円余となっております。

Ⅱ は、その損益外減価償却相当額1億円。これは、承継資産の減価償却相当分ということで1億円余ほどの政府出資金の目減りということで、国民負担と捉えているところでございます。

Ⅲ、Ⅳはございません。

Vでございます。損益外除売却差額相当額は32万円ということで、承継資産の除却相当ということでございます。

ⅥとⅦでございますけれども、賞与引当金、退職給付引当金でございます。これは、行政サービス実施コスト計算書に、引当金に係る毎事業年度の増減を表示するというところで決められております。当センター賞与引当金、退職給与引当金、それぞれ計上しておりませんので、Ⅵの引当外賞与見積額というものが300万円余ほどとなっております。これは6月賞与のうち、27年度に手当てすべき額を計上しているところでございます。

それから、Ⅶの引当外退職給付増加見積額につきましては、4,300万円余となっております。

Ⅷの機械費用です。政府出資につきましては無利子ということでございますけれども、仮にこれが有利子であれば国の収入になるという考え方で、例年、行政コストとして計上しているところでございますけれども、今年度につきましては、注記の2にございますように、日本銀行が行いましたマイナス金利付き量的・質的金融緩和に伴う市場環境変化という中で、独法の会計基準に定められております日本相互証券が公表する金利を使えとなっておりますけれども、この金利がマイナス0.05%ということになっております。

これに関しまして、平成28年4月1日付で総務省及び財務省から、行政サービス実施コ

スト計算書の機械費用算定の取り扱いに関する事務連絡が発出されておりました、この中でゼロ%で計算しなさいという事務連絡が来ておりますので、今年度につきましてはゼロということでございます。

以上、合計しました当センターの行政サービス実施コスト計算というのは、45億1,200万円余となっております。

8ページから10ページは、重要な会計方針でございます。

一番最初に書いてございますけれども、当事業年度より、改訂された独立行政法人会計基準等を適用して財務諸表を作成しているところでございますけれども、会計基準第43でセグメントの情報開示というものがございます。同じく第81で、運営費交付金の会計処理ということが定められておりますけれども、改正独立行政法人通則法附則第8条の経過措置というものの適用をしまして、セグメントにつきましては、26年度から踏襲しました同様の情報開示をしているところでございます。

同じく運営費交付金の収益化につきましても、改訂前の第81の費用進行基準を採用して、27年度については収益化したところでございます。

10ページから16ページは附属明細になってございます。

先ほど御説明しました貸借対照表等の資産等の明細となりますので、この部分については省略させていただければと思います。

それから、15ページをご覧ください。

セグメント情報を掲載しております。これは、先ほど御説明しました損益計算書の経常費用、それから経常収益、貸借対照表の資産を、当センターの広報、情報・分析、相談といった事業ごとのセグメントを表記しているところでございますけれども、これをそれぞれの事業に振り分けて記載しているところでございます。

最後になりますけれども、17ページに決算報告書を添えております。

これは、収入と支出の予算額、決算額を比較したものでございまして、これにつきましても説明を省略させていただければと思います。

簡単ですけれども、財務諸表については以上でございます。

○消費者庁消費者教育・地方協力課金子課長 ありがとうございます。

続きまして、監査結果について、資料3-2となりますけれども、こちらについてもあわせて説明をお願いしたいと思います。鈴木監事より御報告をお願いいたします。

○国民生活センター鈴木監事 資料3-2の監査報告のとおりでございます。

当該年度における業務全般、業務実績報告書及び財務諸表等の監査を行いました。いずれも適正で、指摘すべき重要な事項は認められませんでした。限られた予算・人員体制の中、センターの業務を有効に、かつ効率的に遂行しているものと評価しております。

以上でございます。

○消費者庁消費者教育・地方協力課金子課長 ありがとうございます。

以上の財務諸表の説明と監査報告に関しまして、御質問等、ございましたらお願いいた

します。

○升田委員 これは、会計人の監査は受けていない。

○国民生活センター鈴木監事 会計監査人設置機関ではございませんので。

○升田委員 別に法令上、どうのこうのじゃなくて、任意でも受けていない。

○国民生活センター西総務部長 財務諸表の作成に当たりましては、監査法人に見ていただきまして、内容、それから記載の方法については御指導いただいております。

○消費者庁消費者教育・地方協力課金子課長 他にないようでしたら、これについても終了としまして、もし今後、何か御質問等、ございましたら、同じようにメール等で事務局にお願いできればと思います。

そうしますと、本日の議題としては以上でございまして、最後に、資料4に基づきまして、今後の予定について事務局より説明いたします。

○消費者庁消費者教育・地方協力課古川課長補佐 資料4は、この1枚紙だけでございしますが、今後の予定ということで箇条書きにさせていただきました。

次回の第2回有識者懇談会につきましては、来週早々でございしますが、8月2日火曜日の15時から、午後3時からでございしますが、同じ、この第4合同庁舎の2階になります。

それから、本日の国民生活センターさんからの御説明と、委員の先生方の御意見を踏まえまして、主務大臣の評価欄が（項目別評定表の）右のほうにあったと思いますが、これは、去年と同じでございまして、そちらに御説明あるいは御意見を反映したものを書き入れまして主務大臣評価欄を埋めた（記入した）ものを、あしたお送りさせていただいて、それを見ていただいた上で、来週火曜日に再度御承認いただく、あるいは御意見を頂戴するという形で進めさせていただければと思っております。

その際、総合評定表（資料1-2）という様式のほうも（主務大臣評価を）記載したものを一緒に送らせていただきますので、両方見ていただきまして、次回の第2回懇談会で御発言いただければと思います。

スケジュールについては、以上でございます。

○消費者庁消費者教育・地方協力課金子課長 それでは、以上で予定された議題は全て終了となります。

これもちまして、本日の第1回有識者懇談会を閉会させていただければと思います。

長時間にわたりまして御審議いただきまして、どうもありがとうございました。